司法改革 NOW

東京簡裁調停部門の墨田分室移転問題

LIBRA10月号でお伝えしたとおり，東京簡易裁判所調停部門の墨田分室移転問題が浮上している。司法改革推進センターのプロジェクトチームは，簡裁分室の現地調査を行なったので，レポートを紹介する。

「大衆裁判所」理念から乖離した現状

戦後すぐ，簡易裁判所は「下駄履きで行ける裁判所」「大衆裁判所」として設立された。しかし，消費者金融全盛ともいうべき1991～1992年頃，簡易裁判所は消費者金融事件がそのほとんどをしめ，設立当初の理念とかけ離れた状況となってしまった。しかも，裁判所統廃合問題がおこるや，東京簡裁の統廃合が問題となり，1994年，本庁を霞ヶ関とし令状発布及び調停機能のみを残す4分室（墨田，大森，中野，北）を残すこととなったのである。

その後，簡裁問題は議論の俎上に上がらなくなったが，実は2000年頃，中野，北及び大森の各簡易裁判所は引っ越しした。しかし，その事実すら会員の多くは知らないと思う。最も裁判所を利用するであろう弁護士ですら，その事実を知らないのが現実なのである。

しかも，今回の調査で，裁判官から「私が簡裁分室に赴任して初めて見た弁護士さんです」とか，裁判所事務官から「調停件数はここ数年ゼロです」と説明され，私たち弁護士も簡裁の実態を改めて考えてみなければならないと考えるに至った次第である。

場所・人・審理方法から課題を検討

とくに，墨田に簡易裁判所調停部門を移転することは，司法改革の理念である市民の利用しやすい裁判制度の確立に逆行しないか，実際上も中野，杉並，板橋区民などが簡裁を利用する際，不便をもたらすことにならないか，分室の活性化のためにはどうしたらよいのか，そもそも霞ヶ関という場所は「大衆裁判所」としてふさわしいのか，など検討しなければならない課題はあまりに多い。

簡裁の課題は，①場所，②人，③審理方法から考える必要がある。

具体的には，

①**場所**：現在の4分室は，案内板もなく（墨田を除く），駅から徒歩15～20分かかる場所もあり，利用者の便はあまり考えられていない。ターミナル駅に簡易裁判所分室をもってくるなどの根本的方策も検討すべきである。

②**人**：非常勤裁判官の多用など，市民に身近な審理を実現すべきである。

③**審理方法**：少額訴訟手続での経験も生かしつつ，工夫を重ね利用しやすい調停方法を新たに考えるべきである。

弁護士の積極的な関与が必要に

簡裁は，事物管轄が拡張されたこと，司法書士に簡裁代理権が付与されたことからして，今後，弁護士としても利用する機会が増えると思う。是非，この問題に対する会員の積極的関与をお願いする次第である。

（司法改革推進センター内「東京簡易裁判所の調停部門の墨田分室への移転問題プロジェクトチーム」メンバー
由岐 和広）

東京簡易裁判所 分室MAP

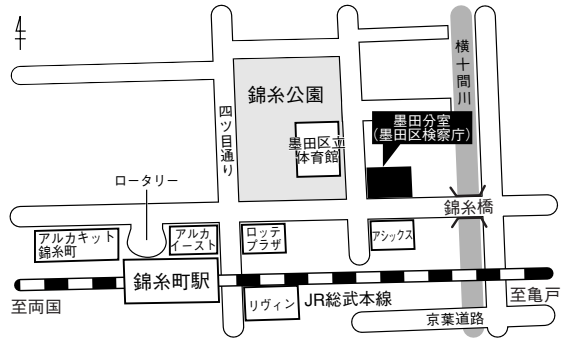

墨田分室（場所は従前どおり）

墨田区錦糸 4-16-7　TEL.03-3621-0691
JR・東京メトロ半蔵門線「錦糸町駅」徒歩約10分

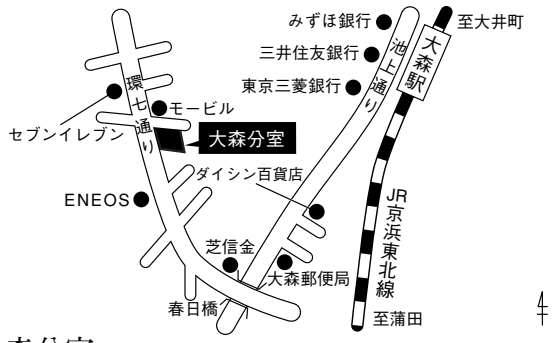

大森分室

大田区山王 4-19-7　TEL.03-5742-2206
JR京浜東北線「大森駅」山王西口徒歩約20分

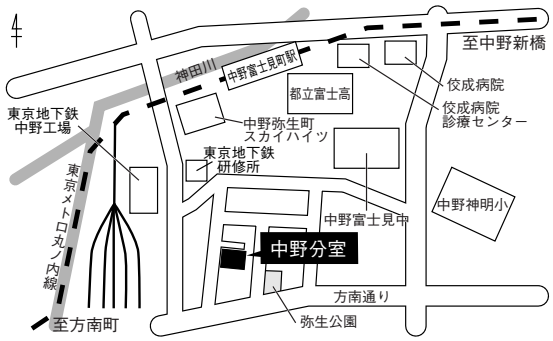

中野分室

中野区弥生町 5-5-2　TEL.03-3382-6431
東京メトロ丸ノ内線「中野富士見町駅」徒歩約15分

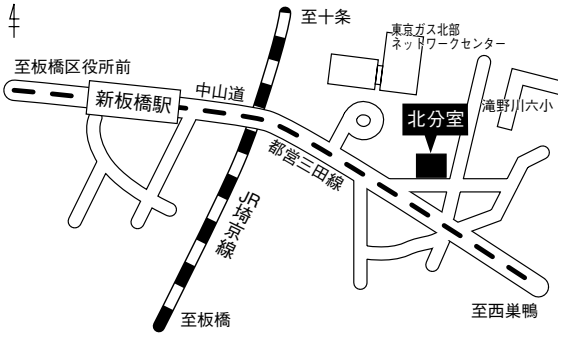

北分室

北区滝野川 5-41-6　TEL.03-3910-2086
都営三田線「新板橋駅」徒歩約5分